

那覇市公報

第 1 4 2 0 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 756
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 757
- 特例居宅サービス費等及び特例特定入所者サービス費等の支給額について
（チャーがんじゅう課）…………… 757

公 告

- 都市公園の設置及び供用開始について（公園管理室）…………… 758
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 760
- モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業（南地区）規準及び事業
計画縦覧の公告について（都市再開発課）…………… 760
- 指定管理者の指定申請について（こども課）…………… 761
- 指定管理者の指定申請について（健康推進課）…………… 762
- 指定管理者の指定申請について（商工振興課）…………… 764

教育委員会告示

- 教育委員会が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政
手続等に関する告示の一部改正について…………… 766

教育委員会公告

- 指定管理者の指定申請について…………… 766

選挙管理委員会告示

○ 那覇市農業委員会委員選挙の期日について	768
○ 投票所について	768
○ 投票所の開閉時刻の繰り下げ・繰り上げについて	769
○ 期日前投票の投票所について	769
○ 開票事務と選挙会を合同に行うことについて	770
○ 選挙会の日時及び場所について	770
○ 投票用紙について	771
○ 選挙長及び同職務代理人について	772
○ 投票管理者及び同職務代理人について	772
○ 期日前投票管理者及び同職務代理人について	773
○ 選挙会の日時の変更について	774

告 示

那覇市告示第 5 8 号
平成 1 7 年 9 月 7 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第59号
平成17年9月9日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第64号
平成17年9月30日
掲 示 済

特例居宅サービス費等及び特例特定入所者サービス費等の支給額について

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。)第42条第2項、第47条第2項、第49条第2項、第54条第2項、第59条第2項、第51条の3第2項、第61条の3第2項の規定に基づく支給額については、次のとおりとする。

なお、本告示についての施行期日は平成17年10月1日とする。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 (特例居宅サービス費等の支給額)

- (1) 法第42条第2項、第49条第2項及び第54条第2項に規定する市町村が定める額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。
- (2) 法第47条第2項及び法第59条第2項に規定する市町村が定める額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。

2 (特例特定入所者サービス費等の支給額)

法第51条の3第2項及び第61条の3第2項に規定する市町村が定める額は、法第52条の2第2項第1号食費の基準費用額及び法第51条の2第2項第2号居住費の基準費用額又は法第61条の2第2項第2号の滞在費の基準費用額から各々の負担限度額を控除した額の合計額とする。ただし、施設において設定する食費及び居住費又は滞在費の額が基準費用額を下回る場合は、施設において設定した額から各々の負担限度額を控除した額の合計額とする。

公 告

那覇市公告第67号

平成17年9月15日

掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

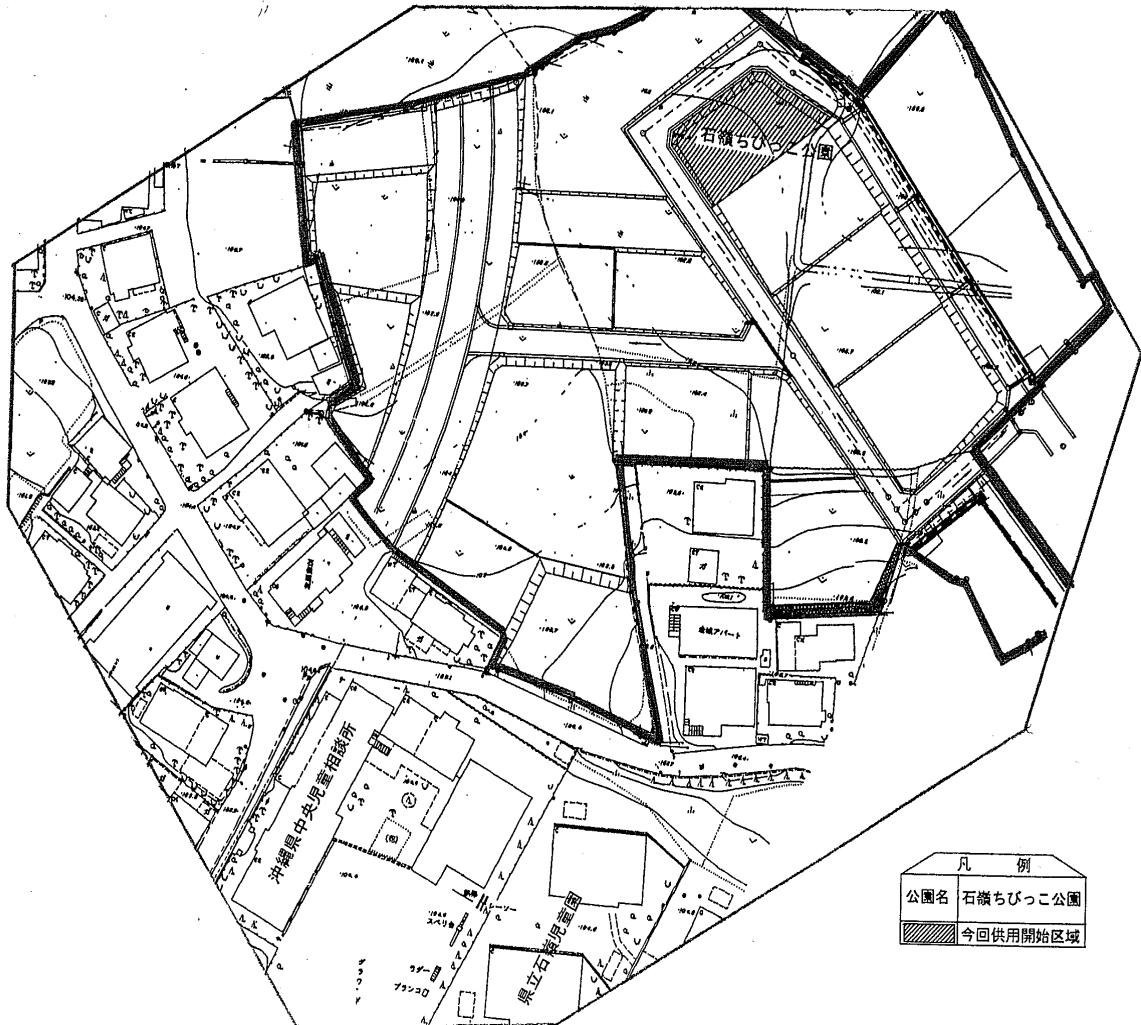
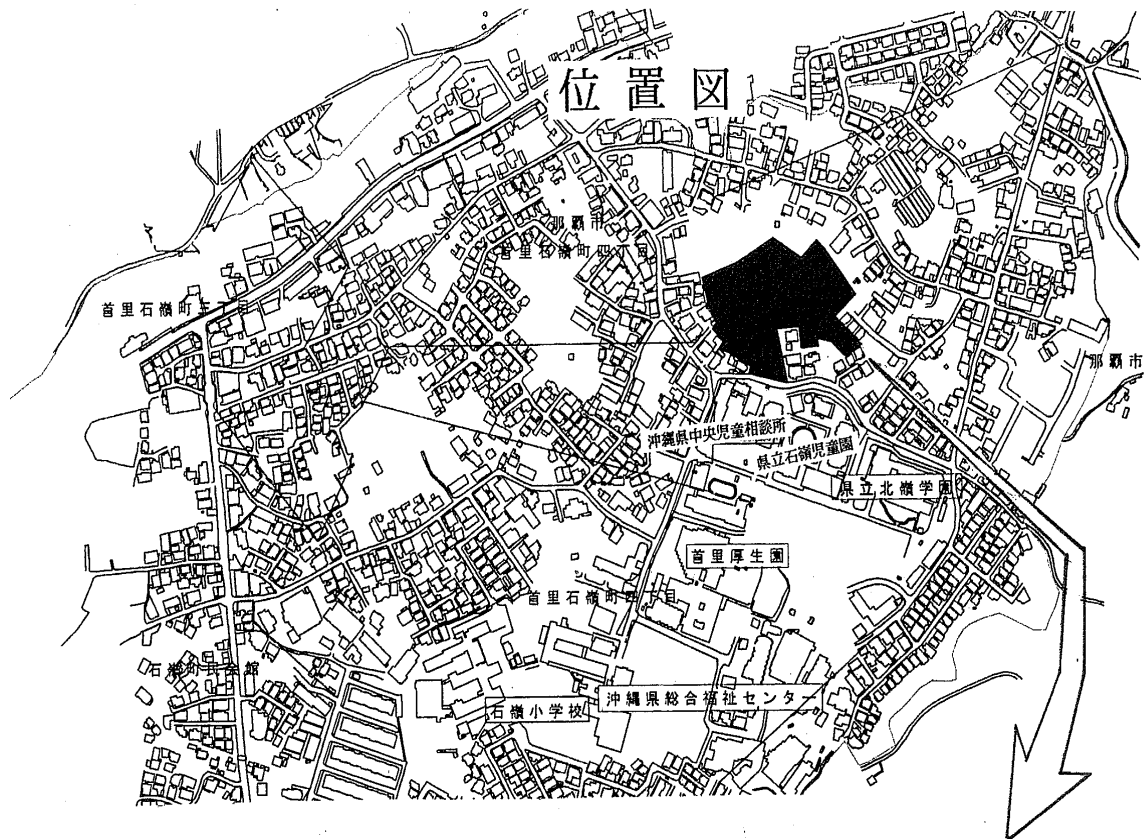
都市公園法(昭和31年法律第79号)2条の2及び都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第9条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	石嶺ちびっこ公園
公園の位置	那覇市首里石嶺町4丁目243番4
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成17年9月25日



那覇市公告第70号
平成17年9月20日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第75号
平成17年9月26日
掲 示 済

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業(南地区)規準及び事業計画縦覧の公告について

都市再開発法第50条の6、同法第16条及び同法施行令第3条の規定にもとづき、下記事業に係わる図書を公衆の縦覧に供します。

なお、当事業予定地内又は隣接地に権利を有する者及び特定事業参加者等、関係権利者は、縦覧に供された下記の図書について意見があるときは、縦覧期間満了日の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、沖縄県知事に意見書を提出することができます。但し、都市計画において定められた事項を除きます。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- 1 名 称：モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業(南地区)
- 2 図 書：規準、事業計画
- 3 縦覧場所：那覇市都市計画部 都市再開発課
(那覇市銘苅 2-3-1 新都心銘苅庁舎5階)
- 4 電話番号：098-951-3248
- 5 縦覧機関：平成17年9月26日(月)から平成17年10月11日(火)まで

6 意見書の

提出期間：平成17年10月12日(水)から平成17年10月26日(水)まで
(午前8時30分から午後5時15分まで、ただし、土、日、祝祭日を除く。)

意見書の提出は当事業予定地内又は隣接地に権利を有する者及び特定事業参加者に限られます。

那覇市公告第78号

平成17年10月3日

指定管理者の指定申請について

平成18年4月1日からの那覇市古波蔵児童館の管理を行う社会福祉法人その他の団体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市古波蔵児童館

位 置 那覇市古波蔵4丁目7番7号「那覇市古波蔵ふれあい館3階」

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第14条及び第16条に定めるもののほか、詳細については那覇市古波蔵児童館指定管理者募集要項のとおり。

3 指定予定期間

平成18年4月1日から平成23年3月31日(5年)

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市役所2階 こども課 育成グループ

T E L 0 9 8 - 8 6 7 - 0 1 1 1 (内線2454)

T E L 0 9 8 - 8 6 1 - 6 9 0 3 (直通)

F A X 0 9 8 - 8 6 2 - 9 6 6 9

(2) 提出書類

那覇市児童館指定管理者指定申請書

定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これに相当する書類)

法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書

指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の児童館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

納税証明書

ア 法人の場合は、直近3ヵ年の法人税、消費税、法人市民税(完納証明書)。

設立1年未満の場合は、代表者の納税証明書

イ その他団体の場合は、代表者の納税証明書(法人税、消費税、市税等)

その他市長が必要と認める書類

(3) 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成17年10月3日(月)から10月21日(金)まで

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(4) 申請書類の受付期間

平成17年10月11日(火)から10月28日(金)まで

午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(5) 提出方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類にデータを入力したフロッピーを添えて持参してください。

(郵送、FAXによる提出はできません。)

5 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市健康福祉部 こども課 育成グループ(那覇市役所2階)

TEL 098-867-0111(内線2454)

TEL 098-861-6903(直通)

FAX 098-862-9669

那覇市公告第79号

平成17年10月3日

指定管理者の指定申請について

那覇市精神障害者地域生活支援センターの管理を行う法人その他の団体を、次のとおり募集します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市精神障害者地域生活支援センター
位 置 那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 7 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例第10条及び12条に定めるもののほか、詳細については那覇市精神障害者地域生活支援センター指定管理者募集要項のとおり。

3 指定予定期間

平成18年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

那覇市健康福祉部健康推進課精神福祉グループ (本庁 5 階 5 番窓口)
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目1番1号
電話 098-862-9016 FAX 098-862-4266

(2) 提出書類

指定申請書(那覇市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則別記様式)

指定申請書添付書類

- ・ 事業計画書
 - ・ 定款または寄付行為 (法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類)
 - ・ 法人にあつては法人の登記事項に係る証明書
 - ・ 役員の名簿及び履歴書
 - ・ 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - ・ 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書 (損益計算書、貸借対照表含む)
 - ・ 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - ・ 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支予算書
- その他の必要書類
- ・ 法人概要
 - ・ 各納税証明書
「法人税」、「消費税」、「市町村税 (完納証明書)」

5 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成 17 年 10 月 3 日 (月) から平成 17 年 10 月 21 日 (金)
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

6 指定申請の受付期間

平成 17 年 10 月 14 日 (金) から平成 17 年 10 月 28 日 (金)
午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜、日曜を除く。

7 提出方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類を那覇市健康推進課精神福祉グループ担当宛に直接、ご持参ください。

8 問い合わせ先

那覇市役所健康福祉部健康推進課精神福祉グループ 担当 宮里
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 (本庁5階 5番窓口)
電話 098-862-9016 FAX 098-862-4266

那覇市公告第80号

平成17年10月3日

指定管理者の指定申請について

平成18年4月1日からの那覇市IT創造館の管理を行う市内に登録上の本店を有する法人又は法人で構成する共同企業体を、次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市IT創造館
位 置 那覇市銘苅2丁目3番6号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市IT創造館条例第20条に定めるもののほか、詳細については那覇市IT創造館指定管理者募集要項及び業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日(3年)

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号
銘苅新都心庁舎2階 商工振興課 企業立地推進班
TEL 098-951-3212
FAX 098-951-3213

(2) 提出書類

那覇市 I T 創造館指定管理者指定申請書

定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これに相当する書類）

法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書

指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

指定管理者の指定の予定期間に属する各年度的那覇市 I T 創造館の管理に係る事業計画書及び収支予算書

納税証明書

ア 法人の場合は、直近 3 カ年の市税の完納証明書。設立 1 年未満の場合は、代表者の直近 3 カ年の市税の完納証明書。

イ 法人で構成する共同企業体の場合は、共同企業体全構成員の直近 3 カ年の市税の完納証明書。

その他市長が必要と認める書類

(3) 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成 17 年 10 月 3 日（月）から 10 月 21 日（金）まで

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(4) 申請書類の受付期間

平成 17 年 10 月 3 日（月）から 10 月 21 日（金）まで

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(5) 提出方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類にデータを入力したフロッピーを添えて持参してください。

（郵送、FAX による提出はできません。）

5 問い合わせ先

〒900 - 0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号

銘苅新都心庁舎 2 階 商工振興課 企業立地推進班

T E L 098 - 951 - 3212

F A X 098 - 951 - 3213

教育委員会告示

那覇市教育委員会告示第4号

平成17年10月3日

教育委員会が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政
手続等に関する告示の一部改正について

教育委員会が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする行政手続
等に関する告示（平成16年度那覇市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改
正する。

那覇市教育委員会

委員長 新城 洋子

別表に次のように加える。

那覇市体育施 設条例施行規 則	第5条 第1項	体育施設使用許可申請 書	平成17年10 月4日	行わない
-----------------------	------------	-----------------	----------------	------

付 則

この告示は、平成17年10月4日から施行する。

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第5号

平成17年10月3日

指定管理者の指定申請について

平成18年4月から指定管理者制度を導入する那覇市立森の家みんなの管理を
行う団体を、次のとおり募集します。

那覇市教育委員会

教育長 仲田美加子

1 名称及び位置

名称 那覇市立森の家みんな

位置 那覇市首里儀保町4丁目79番地8（末吉公園内）

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市立森の家みんな条例に定めるもののほか、詳細については別に定める募集要項のとおり。

3 指定予定期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

4 応募資格

指定期間中、森の家の管理運営を円滑かつ安定して実施できるNPO法人及び法人格を有する団体とし、共同企業体も可とします。

5 指定申請の方法

（1）指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

那覇市教育委員会（3階）生涯学習課

（2）提出書類

指定管理者指定申請書（第1号様式）

定款又は寄附行為（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書

役員の名簿及び履歴書

組織及び運営に関する事項を記載した書類

平成16年度における期末の財産目録及び収支決算書

平成17年度における事業計画書及び収支予算書

平成18年度～平成22年度（指定管理者の指定の予定期間）における各年度の森の家の管理に係る事業計画書及び収支予算書

その他教育長が必要と認める書類

（3）指定申請書及び募集要項の配布期間

平成17年10月3日（月）～10月14日（金）

午前9時～午後5時（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます）

（4）申請書類の受付期間

平成17年10月18日（火）～10月28日（金）

午前9時～午後5時（ただし、土曜日、日曜日は除きます）

（5）提出方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類を添えて持参してください。

（郵送、FAXによる提出はできません。）

6 現地説明会の開催

森の家の視察及び応募方法、提出書類などについて説明会を開催します。参加者は法人等の名称及び参加者氏名をあらかじめご連絡ください。

（1）開催日時：平成17年10月17日（月）午前10時～（1時間程度）

（2）開催場所：那覇市立森の家みんな

7 問い合わせ先

那覇市教育委員会 (3階) 生涯学習課
〒900-8553 那覇市樋川2丁目8番8号
電話 : 853-5769 F A X : 836-2670

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第49号

平成17年9月18日
掲 示 済

那覇市農業委員会委員選挙の期日について

農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号) 第11条において準用する公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第33条第1項の規定により、那覇市農業委員会委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

1 選挙期日 平成17年9月25日

2 選挙すべき委員数 6人

那覇市選挙管理委員会告示第50号

平成17年9月18日
掲 示 済

投票所について

平成17年9月25日執行の那覇市農業委員会委員選挙における投票所について、農業委員会等に関する法律 (昭和26年法律第88号) 第11条において準用する公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第41条第1項の規定に基づき、次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

投 票 所	所 在 地
那覇市選挙管理委員会	那覇市銘苅2丁目3番1号 那覇新都心銘苅庁舎2階

那覇市選挙管理委員会告示第51号
平 成 1 7 年 9 月 1 8 日
掲 示 済

投票所の開閉時刻の繰り下げ・繰り上げについて

平成17年9月25日執行の那覇市農業委員会委員選挙における投票所の開閉時刻の繰り下げ・繰り上げを農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第40条の規定に基づき、次のとおり行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

投 票 所	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
那覇市選挙管理委員会	午前9時	午後4時

那覇市選挙管理委員会告示第52号
平 成 1 7 年 9 月 1 8 日
掲 示 済

期日前投票の投票所について

平成17年9月25日執行の那覇市農業委員会委員選挙における期日前投票の投票所は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第11条において準用する公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定に基づき、次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

投 票 所	所 在 地
那覇市選挙管理委員会	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 那覇新都心銘苅庁舎 2 階

那覇市選挙管理委員会告示第 5 3 号
平 成 1 7 年 9 月 1 8 日
掲 示 済

開票事務と選挙会を合同に行うことについて

平成 1 7 年 9 月 2 5 日執行の那覇市農業委員会委員選挙における、農業委員会等に関する法律(昭和 2 6 年法律第 8 8 号) 第 1 1 条において準用する公職選挙法(昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 7 9 条第 1 項の規定に基づき、開票の事務は、選挙会の事務に併せて行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

那覇市選挙管理委員会告示第 5 4 号
平 成 1 7 年 9 月 1 8 日
掲 示 済

選挙会の日時及び場所について

平成 1 7 年 9 月 2 5 日執行の那覇市農業委員会委員選挙における選挙会の日時及び場所は、農業委員会等に関する法律 (昭和 2 6 年法律第 8 8 号) 第 1 1 条において準用する公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 7 8 条の規定に基づき、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

- 1 日 時 平成 1 7 年 9 月 2 5 日 (日) 午後 4 時
- 2 場 所 那覇市選挙管理委員会
那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 那覇新都心銘苅庁舎 2 階

那覇市選挙管理委員会告示第 5 5 号

平成 1 7 年 9 月 1 8 日

掲 示 済

投票用紙について

平成 1 7 年 9 月 2 5 日執行の那覇市農業委員会委員選挙における投票用紙は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 1 条において準用する公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 5 条の規定に基づき、次のとおりとする。

那覇市選挙管理委員会

委員長 大 城 勝 夫

こうほ しゃし めい 候 補 者 氏 名	ちゅうい 注 意	平成十七年九月二十五日執行 那覇市農業委員会委員選挙投票
	一候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二候補者でない者の氏名は、書かないこと。	印

用紙の色	白色
文字の色	黒色
規格	B7 91mm × 128mm
印 影	黒色

那覇市選挙管理委員会告示第56号

平成17年9月18日

掲 示 済

選挙長及び同職務代理人について

平成17年9月25日執行の那覇市農業委員会委員選挙における選挙長及び同職務代理人は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定に基づき、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 大 城 勝 夫

職 名	住 所	氏 名
選 挙 長	省 略	富原 盛一
職務代理人	省 略	新垣 宗永

那覇市選挙管理委員会告示第57号

平成17年9月18日

掲 示 済

投票管理者及び同職務代理人について

平成17年9月25日執行の那覇市農業委員会委員選挙における投票管理者及び同職務代理人は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定に基づき、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 大 城 勝 夫

職 名	住 所	氏 名
投票管理者	省 略	金城 弘輝
職務代理人	省 略	新垣 宗永

那覇市選挙管理委員会告示第 5 8 号
平 成 1 7 年 9 月 1 8 日
掲 示 済

期日前投票管理者及び同職務代理人について

平成 1 7 年 9 月 2 5 日執行の那覇市農業委員会委員選挙における期日前投票管理者及び同職務代理人は、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 1 1 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 2 5 条の規定に基づき、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

職 名	住 所	氏 名
期日前投票管理者	省 略	金城 弘輝
職 務 代 理 者	省 略	新垣 宗永

那覇市選挙管理委員会告示第 6 0 号
平 成 1 7 年 9 月 2 0 日
掲 示 済

選挙会の日時の変更について

選挙会の日時及び場所について(平成 1 7 年 9 月 1 8 日那覇市選挙管理委員会告示第 5 4 号)の一部を次のように改正する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大 城 勝 夫

新	日時	平成 1 7 年 9 月 2 6 日 (月) 午前 9 時 3 0 分
旧	日時	平成 1 7 年 9 月 2 5 日 (日) 午後 4 時